

税法実務コース 取引相場のない株式評価 コントロールタワー

回 数	学習テーマ	内 容
第 1 回	第 1 章 取引相場のない株式 ■ 1 取引相場のない株式の意義 ■ 2 株式の評価単位 ■ 3 取引相場のない株式の評価 ■ 4 評価に必要な資料	取引相場のない株式とは何かについて学習します。
	第 2 章 評価方式の決定 ■ 1 評価方式の決定手順 ■ 2 株式の判定 ■ 3 評価会社の規模の判定 ■ 4 評価会社の判定 ■ 5 評価方式の決定	評価方法の決定について学習します。
	第 3 章 類似業種比準価額方式 ■ 1 類似業種比準方式の判定 ■ 2 1 株当たりの配当金額 ■ 3 1 株当たりの利益金額 ■ 4 1 株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額) ■ 5 類似業種比準価額の修正	類似業種比準方式について学習します。
第 2 回	第 4 章 純資産価額方式 ■ 1 純資産価額方式の算定 ■ 2 議決権50%以下の場合 ■ 3 計算時期 ■ 4 科目別留意点	純資産価額方式について学習します。
	第 5 章 配当還元方式 ■ 1 配当還元方式の算式 ■ 2 配当還元方式の特例 ■ 3 配当還元株を発行している場合 ■ 4 株式の割当てを受ける権利等が発生している場合	配当還元方式について学習します。
第 3 回	第 6 章 株式保有特定会社の特例方式 ■ 1 株式保有特定会社の特例方式の算式 ■ 2 S_1 の金額の計算 ■ 3 S_2 の金額の計算	株式保有特定会社の特例方式について学習します。

第3回	第7章 種類株式 ■ 1 種類株式とは ■ 2 会社法による規定 ■ 3 種類株式の類型と定款規定事項 ■ 4 定款の具体例 ■ 5 種類株式の発行 ■ 6 種類株式を発行している場合の議決権割合の判定 ■ 7 種類株式の評価①	種類株式について学習します。
第4回	■ 7 種類株式の評価② ■ 8 種類株式の活用 第8章 原則的評価額の修正 ■ 1 原則的評価額の修正	原則的評価額の修正について学習します。
	第9章 株式に関する権利の評価 ■ 1 配当期待権 ■ 2 株式の割当てを受ける権利 ■ 3 株主となる権利 ■ 4 株主無償交付期待権	株式に関する権利の評価について学習します。
	第10章 評価明細書の種類と作成手順 ■ 1 評価明細書の種類 ■ 2 評価明細書の作成手順 ＜取引相場のない株式評価事例＞	評価明細書の種類と作成手順について学習します。
	第11章 非上場株式等についての納税猶予 ■ 1 贈与税の納税猶予及び免除 ■ 2 相続税の納税猶予及び免除 ■ 3 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例 ■ 4 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予及び免除の特例	非上場株式等についての納税猶予について学習します。

■本テキストの内容及び関係法令書類につきましては、平成30年4月1日現在に確定している法令等に基づき作成しております。

税法実務コース 取引相場のない株式評価

CONTENTS

第1章 取引相場のない株式

■ 1	取引相場のない株式の意義	2
■ 2	株式の評価単位	2
■ 3	取引相場のない株式の評価	2
■ 4	評価に必要な資料	3

第2章 評価方式の決定

■ 1	評価方式の決定手順	6
■ 2	株主の判定	7
■ 3	評価会社の規模の判定	15
■ 4	評価会社の判定	20
■ 5	評価方式の決定	24

第3章 類似業種比準価額方式

■ 1	類似業種比準方式の算式	26
■ 2	1株当たりの配当金額	27
■ 3	1株当たりの利益金額	28
■ 4	1株当たりの純資産価額 (帳簿価額によって計算した金額)	29
■ 5	類似業種比準価額の修正	32

第4章 純資産価額方式

■ 1	純資産価額方式の算式	34
■ 2	議決権50%以下の場合	35
■ 3	計算時期	36
■ 4	科目別留意点	36

第5章 配当還元方式

■ 1 配当還元方式の算式	4 6
■ 2 配当還元方式の特例	4 6
■ 3 配当優先株を発行している場合	4 6
■ 4 株式の割当てを受ける権利等が発生している場合 ..	4 6

第6章 株式保有特定会社の特例方式

■ 1 株式保有特例会社の特例方式の算式	5 0
■ 2 S_1 の金額の計算	5 0
■ 3 S_2 の金額の計算	5 5

第7章 種類株式

■ 1 種類株式とは	6 0
■ 2 会社法による規定	6 0
■ 3 種類株式の類型と定款規定事項	6 1
■ 4 定款の具体例	6 2
■ 5 種類株式の発行	6 3
■ 6 種類株式を発行している場合の議決権割合の判定 ..	6 4
■ 7 種類株式の評価	6 5
■ 8 種類株式の活用	8 3

第8章 原則的評価額の修正

■ 1 原則的評価額の修正	8 6
---------------------	-----

第9章 株式に関する権利の評価

■ 1 配当期待権	9 0
■ 2 株式の割当てを受ける権利	9 0
■ 3 株主となる権利	9 1
■ 4 株式無償交付期待権	9 1

第10章 評価明細書の種類と作成手順

■ 1 評価明細書の種類	9 4
■ 2 評価明細書の作成手順	9 4
<取引相場のない株式評価事例>	9 5

第11章 非上場株式等についての納税猶予

■ 1 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除 ..	1 4 2
■ 2 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除 ..	1 4 5
■ 3 贈与者が死亡した場合の相続税の課税の特例	1 4 8
■ 4 非上場株式等についての贈与税・相続税の 納税猶予及び免除の特例	1 4 9

資料一覧	1 5 1
------------	-------

税法実務コース 取引相場のない株式評価

第1章 取引相場のない株式

1. 取引相場のない株式の意義	2
2. 株式の評価単位	2
3. 取引相場のない株式の評価	2
4. 評価に必要な資料	3

1

取引相場のない株式

意義と評価に必要な資料について学習します。

■ 1 取引相場のない株式の意義

取引相場のない株式とは、上場株式及び気配相場等のある株式以外の株式をいう。

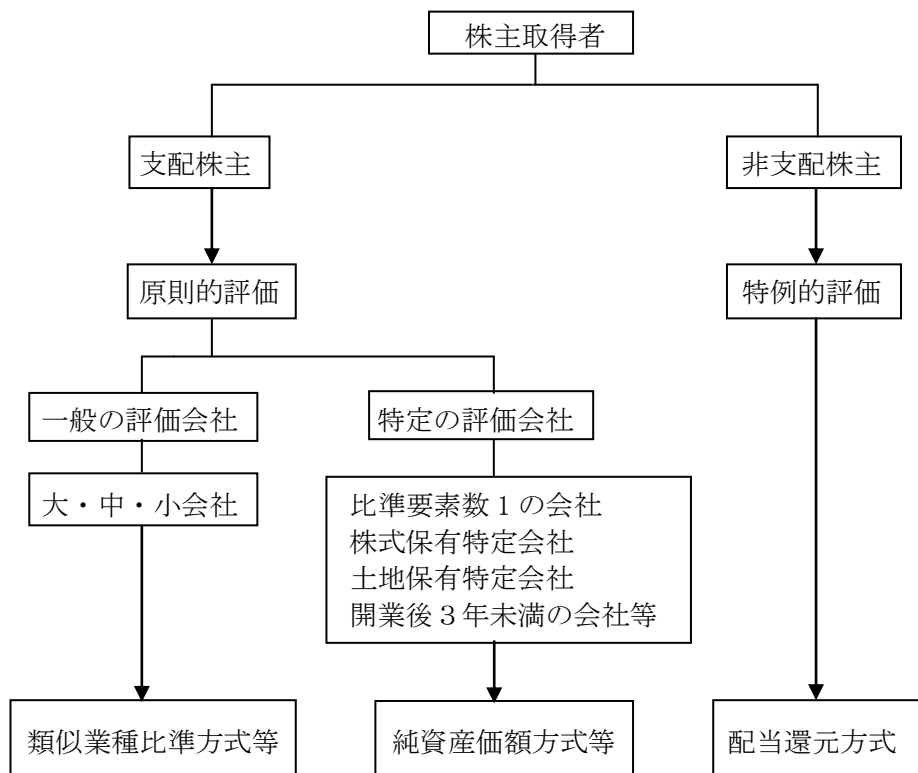
■ 2 株式の評価単位

株式の価額は、それらの銘柄の異なるごとに、その1株ごとに評価する。

■ 3 取引相場のない株式の評価

取引相場のない株式は文字どおり、客観的な相場（＝時価）が存在しません。そこで財産評価基本通達では、まず、株主の発行会社（評価会社）に対する影響力の大小により評価方法を定め、次に、評価会社をその状況により区分し、さらに一般の評価会社については一定の尺度により大会社、中会社、小会社に区分し、その規模に応じて適用すべき評価方法を定め、時価を算出できるように規定しています。

上記手順に基づき評価の全パターンをまとめると次のようになります。



■ 4 評価に必要な資料

取引相場のない株式の評価には以下の資料が必要になります。(2)及び(12)を除き他からの入手は実質不可能であるため、評価会社自身から入手することになります。

- (1) 株主名簿
収集目的・・・同族株主の有無及び取得者の評価方法の確定
- (2) 商業登記簿謄本
収集目的・・・種類株式が発行されているかどうかを確認
収集方法・・・法務局、インターネットより
- (3) 定款
収集目的・・・種類株式が発行されているかどうかを確認
- (4) 役員名簿
収集目的・・・取得者の評価方法の確定
- (5) 直前期末以前1年間の従業員数が判る資料
収集目的・・・会社規模の確定
- (6) 課税時期の仮決算書
収集目的・・・純資産価額の算定
- (7) 課税時期以前3年分の法人税申告書一式
収集目的・・・会社規模の確定、特定評価会社の判定、類似業種比準価額の算定、純資産価額の算定
- (8) 相続税評価額を求めるための資料
収集目的・・・純資産価額の算定
- (9) 固定資産税納税通知書
収集目的・・・純資産価額の算定
- (10) 生命保険契約の証書、保険金支払通知書
収集目的・・・純資産価額の算定
- (11) 退職金支払通知書等
収集目的・・・純資産価額の算定
- (12) 類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等
収集目的・・・類似業種比準価額の算定
収集方法・・・税務署、国税庁ホームページより

2

評価方式の判定

評価方式の決定までを学習します。

■ 1 評価方式の決定手順

取引相場のない株式の評価方法は、その所有目的とその会社の規模並びに会社の保有資産の内容により定められています。

すなわち、株式の取得者が株式を保有することにより会社の経営権を掌握し、かつ、会社財産を間接所有するグループに属する株主（支配株主）となる場合に原則的評価方式によりその株式を評価し、株式の所有が単に配当を期待するグループに属する株主（少数株主）となる場合には、特例的評価方式である配当還元方式によりその株式を評価することとしています。

原則的評価方式による場合には評価会社の規模により評価方式が異なります。さらに会社の規模ごと等により定められた特定の評価会社に該当する場合にも評価方式が異なります。

取引相場のない株式の評価方式の決定手順を示すと以下のようになります。

